幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有促進のための 支援策について

内閣府子ども・子育て本部

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例について

(1)現行制度

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、子ども・子育て支援新制度の施行後5年(平成31年度末まで)に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。同時に、本来教育職員になることができない、教員免許状を有するが未更新の者であっても、保育士資格があれば保育教諭等となることができるよう、教育職員免許法の適用除外を定めている。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条)

また、これにあわせて、片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者については、 大学等で一定の単位を履修すること等によるもう一方の免許状・資格の取得に係る特例も設けている。

(教育職員免許法附則第19項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

(2)現 状

| | 資格・免許の | 平成30年度 | | 平成29 | 9年度 | 平成28年度 | | |
|----------------|---------|----------|--------|---------|--------|---------|--------|--|
| | 保有状況 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| 両方保有 | | 90,647人 | 90.4% | 73,126人 | 89.2% | 54,088人 | 87.8% | |
| どちらか一方のみ 保有 | | 9,660人 | 9.6% | 8,876人 | 10.8% | 7,538人 | 12.2% | |
| | 幼稚園教諭のみ | 2,274人 | 2.3% | 2,272人 | 2.8% | 2,104人 | 3.4% | |
| 保育士のみ | | 7,386人 | 7.4% | 6,604人 | 8.1% | 5,434人 | 8.8% | |
| 総数 | | 100,307人 | 100.0% | 82,002人 | 100.0% | 61,626人 | 100.0% | |

特例制度を活用し、幼稚園教諭免許状の授与がされた件数(平成25~28年度) 10,924件 特例制度を活用し、保育士試験に合格した者(平成26~29年度) 22,186人

参考:幼保連携型認定こども園の施設数

H30.4.1現在:4,409施設 H29.4.1現在:3,618施設 H28.4.1現在:2,785施設

> どちらか一方のみの免許状・ 資格しか保有していない方は、 幼保連携型認定こども園の 施設数の増加に伴い、割合は 減少しているものの、人数は 増加

→ 計画的な免許状·資格の 取得促進策が必要

現行制度

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への幼稚園や保育所からの円滑な移行を促進するとともに、潜在的な保育人材の掘り起しを進めるため、認定こども園法一部改正法の施行(平成27年4月1日)から5年間に限り、以下の特例を設けている。

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例(認定こども園法一部改正法附則第5条)

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件 (幼稚園教諭免許状の授与及び保育士の登録の双方が原則として必要) を緩和 【原則】 幼稚園教諭免許状の授与 AND

> **↓** OR

保育士の登録

【特例】

幼稚園教諭免許状 の授与

未更新の旧免許状も含む

保育士の登録

幼稚園教諭免許状の取得の特例(教育職員免許法附則第18項(現行の第19項))

保育士の登録を受けた者について、 幼稚園教諭免許状の授与の要件 (学士等の基礎資格及び大学等における単位 の修得が原則として必要)を緩和

厚生労働省告示において幼稚園教諭による 保育士資格の取得の特例を措置 【原則】大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合

学位 (短期大学士/学士/修士)

【特例】

., 3 _

保育士登録 + 学位

保育士としての勤務経験 (3年かつ4,320時間)

大学等における単位の修得 (8単位)

具体的な最低在職年数及び最低単位数については文部科学省令で規定

大学等における単位の修得

(39単位/+20単位/+24単位)

課題

待機児童解消のために保育所等の定員増及び保育人材の確保が求められている中で、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方しか保有していない保育教諭等が増えている。

改正内容

平成31年度末までとされている特例の期限について、平成36年度末まで5年間延長する。

施行期日:平成32年4月1日

2

計画的な免許状・資格取得に向けた支援

現在、片方の免許状・資格のみ有する保育教諭等が、特例期間中に計画的に幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を取得できるよう、平成31年度予算では既存事業に加えて幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業を創設

| | 事業名 | 概要 | 実施主体 | 補助率 | 所管 | | |
|---|---|---|-----------------------|-----|-------|--|--|
| 子 | ども・子育て支援事業費補助金 | | | | | | |
| | 幼稚園教諭免許状·保育士資 格取得に係る連携事業 【平成31年度新規】 | 保育教諭の資格の特例期間中に、計画的かつ 円滑に免許状・資格を取得し、併有促進を図るた めに、都道府県・関係団体・養成機関が連携して 組織的に講座等の受講機会を確保する取組に係 る経費の補助 | 都道府県 | 1/2 | 内閣府 | | |
| | 処遇改善取得促進事業 【平成31年度新規】 | 子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善について、各自治体が行う研修体制の整備等の取組に要する経費を補助処遇改善等加算が、実際に保育士等の賃金に反映されているかについて、各自治体において、財務諸表や、賃金規定及び賃金台帳等を指導監査等の際に確認するための経費を補助 | 都道府県 | 1/2 | 内閣府 | | |
| 教 | 育支援体制整備事業費交付金 | | | | | | |
| | 保育教諭確保のための幼稚園 教諭免許状取得支援 | 保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を 取得するために要した養成大学の受講料等、免 許状更新講習の受講料、及び免許状を有する者 が保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替 に伴う雇上費の補助 | 都道府県 政令指定都市 中核市 | 1/2 | 文部科学省 | | |
| 係 | 保育対策総合支援事業費補助金 | | | | | | |
| | 保育教諭確保のための保育士 資格取得支援事業 | 幼稚園教諭免許状を有する者が、保育士資格を 取得するために要した養成校の受講料等、及び 幼稚園教諭免許状取得のために養成校を受講す る保育士の代替に伴う保育士等雇上費の補助 | 都道府県 政令指定都市 中核市 | 1/2 | 厚生労働省 | | |

平成31年度予算案 1億円(新規)

1.概要

保育士等の処遇改善について、各施設等の取組が進んでいないことから、取得促進のため、施設等に対する講習会や相談の実施に係る経費を補助する。また、都道府県・関係団体・養成機関が連携して実施する幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得促進に対する取組を支援する。

2.補助対象

- ・処遇改善取得促進事業
- ・幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業

3.実施主体・補助率・補助額

∅実 施主 体:都道府県

Ø補 助 率:1/2

Ø補助基準額:処遇改善取得促進事業 3,000千円

幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業 1,000千円

4.補助要件

補助対象事業についての事業計画の作成、及び数値目標の設定。

1. 幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業(新規事業)

1.概要

幼保連携型認定こども園では幼稚園教諭 免許状・保育士資格を併有した保育教諭 の配置が求められているが、一方の免許 状・資格のみ保有している者への免許 状・資格取得に係る経過措置も設けてい る。

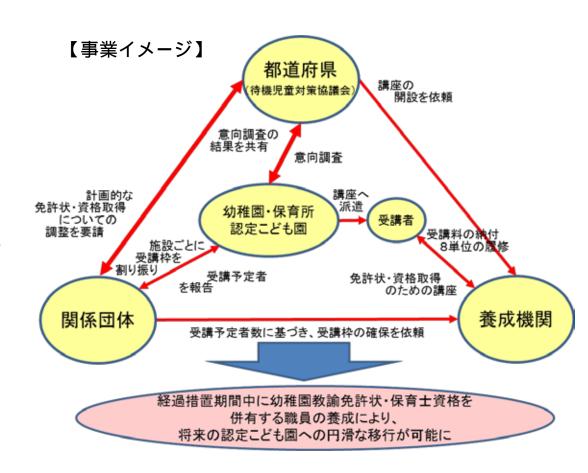
この特例措置期間中に計画的かつ円滑に 免許状・資格を取得し、併有促進を図るために、都道府県・関係団体・養成機関が 連携して組織的に講座等の受講機会を確 保する取組に係る経費の補助を行う。

2.実施主体・補助率・補助額

Ø実 施主 体:都道府県

Ø補 助 率:1/2

Ø補助基準額:1,000千円



3.補助要件

幼稚園免許状・保育士資格取得推進計画の作成、及び当該事業実施による達成状況の報告。

2. 処遇改善取得促進事業(新規事業)

1.概要

子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善について、各自治体が取り組む以下の取組に要する経費を補助することにより、処遇改善等加算の取得促進を図る。

- ・ 処遇改善事業の要件として求められる研修体制の整備
- ・ 処遇改善の対象となる、経験・資格・評価に応じた賃金規定に盛り込むべき内容についての 講習会の実施
- ・ 個別の事業者からの賃金規定の整備の手順や既定の内容についての相談に応じるための専門 的な相談員(社労士等)の雇上げやコールセンターの設置

また、処遇改善等加算が、実際に保育士等の賃金に反映されているかについて、各自治体において、財務諸表や、賃金規定及び賃金台帳等を指導監査等の際に確認するための経費を補助することにより、確実な保育士等の処遇改善を図る。

2.実施主体・補助率・補助額

Ø実 施主 体:都道府県

Ø補 助 率:1/2

∅補助基準額:3,000千円

3.補助要件

処遇改善加算取得促進計画の作成、及び当該事業実施による達成状況の報告。

文部科学省

教育支援体制整備事業費交付金(既存事業)

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

1.概要

保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した養成大学の受講料等、免許状更新講習の受講料、及び免許状を有する者が保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助。

- 2.補助対象
- Ø 養成施設受講料等・・・大学等に対して支払う受講料等
- Ø 代替幼稚園教諭雇上費・・・代替幼稚園教諭の雇上に係る経費
- 3.実施主体・補助率・補助額
- Ø 実 施主 体:都道府県・政令指定都市・中核市
- Ø 補 助 率:国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/2
- Ø 補助基準額:養成施設受講料等···100千円上限
 - 代替幼稚園教諭雇上費・・・ 1 日当たり6,590円
- 4.補助要件
- Ø 対象施設等:認定こども園等で勤務する常勤職員
- Ø 受講開始日:原則、交付金の交付年度内に、必要な科目等の受講を開始
- Ø 対象施設での勤務:免許状の授与・更新後、認定こども園等で原則1年間以上勤務

保育対策総合支援事業費補助金(既存事業)

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

1.概要

認定こども園等に勤務し幼稚園教諭免許状を有する者が、保育士資格を取得するために要した養成校の受講料等、及び上記施設に勤務し、幼稚園教諭免許状取得のために養成校を受講する保育士の代替に伴う保育士等雇上費の補助。

2.補助対象

- Ø 養成校受講料 等・・・養成校に対して支払う受講料等、資格取得に要した経費
- Ø 代替保育士等雇上費・・・代替保育士等の雇上に係る経費
- 3.実施主体・補助率・補助額
- Ø 実 施主 体:都道府県・政令指定都市・中核市
- ∅ 補 助 率:国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/2
- Ø 交付基準額:養成校受講料等・・・受講料の1/2(上限10万円)

教材費等の1/2(上限10万円)

代替保育士等雇上費・・・1日当たり6,790円

4.補助要件

- Ø 対象施設等:認定こども園等で勤務する職員
- Ø 受講開始日:養成校に入学した日又は受講許可を得た日のいずれか早い日
- Ø 対象施設での勤務:資格取得後1年以上対象施設で勤務

認定こども園等への財政支援(平成31年度予算案)

()内は平成30年度予算額

厚生労働省事業

保育園等整備交付金

747億円/394億円【補正】 (664億円/548億円【補正】)

認定こども園整備事業

幼稚園型認定こども園の保育園機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育園整備事業

保育園(幼保連携型認定こども園の保育園部分含む)の創設、 増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育対策総合支援事業費補助金

394億円(381億円)

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。

職員の資質向上・人材確保等研修事業 36億円(27億円)

保育の質の向上のための研修支援

保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。

筀

文部科学省事業

認定こども園施設整備交付金

34億円/108億円(補正) (22億円/165億円(補正))

認定こども園整備

認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。 (新増改築、大規模改修等)

- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。 既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、 増改築等)

・私立幼稚園の耐震化経費 既に認定こども園に移行した場合を含む。

防犯対策整備

幼稚園型認定こども園における門、フェンス、ブロック塀、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における同内容の補助は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金により補助。

教育支援体制整備事業費交付金

11億円(11億円)

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

免許状取得後1年以上勤務することが必要。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園·保育所の 教職員の合同研修等の実施費用を支援。

都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

認定こども園等の円滑な移行のための準備支援

認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。

園務改善のためのICT化支援

認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、 事務負担の大幅な軽減を図る。

参考資料

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

2019年度予算額(案)

(前年度予算額

21百万円 新規)



○ 現職の幼稚園教諭は、二種免許状所有者が中心であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。(幼稚園:68%、小学校:14%、中学校:3.9%)

各学校における保有免許状別の教員構成(%)

| | 幼稚園 | | 小学校 | | | 中学校 | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 国立 | 公立 | 私立 | | 国立 | 公立 | 私立 | | 国立 | 公立 | 私立 |
| 専修 | 0.5 | 9.8 | 0.7 | 0.4 | 5.1 | 17.1 | 5.0 | 6.3 | 8.4 | 25.9 | 7.6 | 17.1 |
| 一種 | 27.2 | 64.3 | 42.6 | 23.6 | 78.9 | 73.6 | 79.2 | 61.9 | 87.3 | 71.3 | 88.2 | 77.2 |
| 二種 | 68.0 | 22.5 | 54.0 | 71.3 | 14.0 | 8.2 | 14.0 | 16.9 | 3.9 | 2.5 | 4.0 | 2.3 |
| その他 | 4.3 | 3.4 | 2.7 | 4.7 | 2.0 | 1.1 | 1.8 | 14.9 | 0.4 | 0.3 | 0.2 | 3.4 |

[※] 各学校に動務する養護教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

保育士資格の併有率は約82%と高い。 ※ 文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査

- 上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、 休日や長期休業期間中に履修するなど、現職教員が働きながら上 進できる環境が求められている。
- 現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、半数 以上の都道府県で実施されておらず、実施件数等も少ない。

平成30年度

| | 開設状況 | | | | |
|-------|------|------|------|-----|----|
| 教育委員会 | 大学 | 計(都道 | 科目数 | 単位数 | |
| 20 | 3 | 23 | (20) | 65 | 69 |

※例えば、特別支援学校教諭免許状に関する認定講習等は全都道府県で開設されている。

本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

- 教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号)
 - (二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務)
- 第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状(中略)が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

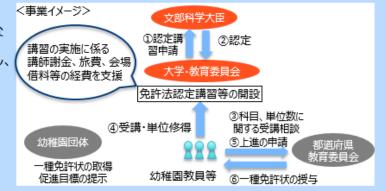
事業内容

背黒

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、 幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

■委託先:大学*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会

*短期大学は専攻科を有する場合に限る。



期待される効果

- 保育者の専門性の向上(特に、中堅教師のキャリアアップとして活用)
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教員等の社会的地位の向上

【スケジュール(予定)】 2019年2月~3月 公募、2019年4月以降 契約 変更の可能性あり

幼保連携型認定こども園 園児指導要録の作成

- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
 - 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価
- (4) 園児の理解に基づいた評価の実施 <u>園児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮</u> <u>するものとする。</u>
 - ア 指導の過程を振り返りながら園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性 などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の園児との比較 や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに 留意すること。

下線部:主な改訂箇所

評価の実施に当たっては、<u>指導の過程を振り返りながら、園児がどのような姿を見せていたか、どのように変容しているか、そのような姿が生み出されてきた状況はどのようなものであったかといった点から園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握する</u>とともに、保育教諭等の指導が適切であったかどうかを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。

園児の理解に基づいた評価を行う際には、<u>他の園児との比較や一定の基準に対する達成</u> 度についての評定によって捉えるものではないことに留意する必要がある。

- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
 - 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価
- (4) 園児の理解に基づいた評価の実施 <u>園児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮</u> <u>するものとする。</u>
 - <u>イ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な</u> 取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれる ようにすること。

下線部:主な改訂箇所

評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、園児一人一人のよさや可能性などを把握するために、日々の記録やエピソード、写真など園児の<u>評価の参考となる情報を生かし</u>ながら評価を行ったり、複数の保育教諭等で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突合わせながら同じ園児のよさを捉えたりして、より<u>多面的に園児を捉える工夫</u>をするとともに、<u>評価に関する園内研修を通じて、園全体で組織的かつ計画的に取り組む</u>ことが大切。

幼保連携型認定こども園園児指導要録に関する法令

就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律施行規則 幼保連携型認定こども園 園児指導要録に関する規定

- 第30条 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録(就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(以下「令」という。) 第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この 条において同じ。)を作成しなければならない。
 - 2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の 抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
 - 3 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し(転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録(学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。)の写しを含む。)を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
 - 4 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

幼保連携型認定こども園園児指導要録に関する法令

学校教育法施行規則

園児指導要録の指導等に関 する記録の保存に関する規定

認定こども園法施行規則第26条の規定により準用

- 第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。
 - 一 学校に関係のある法令
 - 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
 - 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
 - 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
 - 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、 模型等の教具の目録
 - 七 往復文書処理簿
 - 2 前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、 五年間保存しなければならない。

幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善の要旨

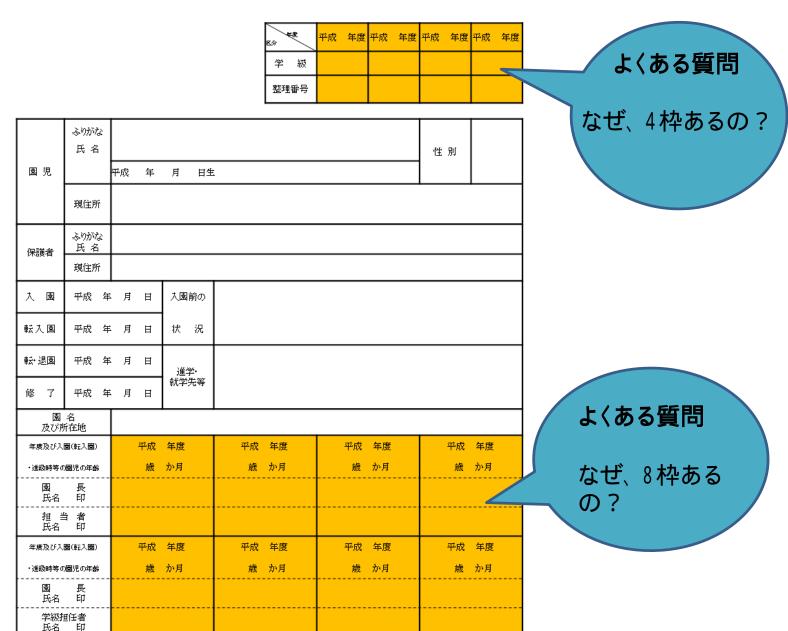
幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び 認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について(通知)

2 園児指導要録の改善の要旨

幼保連携型認定こども園における**養護は教育及び保育を行う上での基盤となるもの**であるということを踏まえ、満3歳以上の園児に関する記録として、従前の「養護」に関わる事項は、「指導上参考となる事項」に、また、「園児の健康状態等」については、「特に配慮すべき事項」に記入するように見直したこと。さらに、従前の「園児の育ちに関わる事項」については、満3歳未満の園児に関する記録として、各年度ごとに、「養護(園児の健康の状況等も含む)」に関する事項も含め、「園児の育ちに関する事項」に記入するように見直したこと。

最終年度の記入に当たっては、これまでの記入の考え方を引き継ぐとともに、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して園児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやす〈記入することに留意するよう追記したこと。以上のことなどを踏まえ、様式の参考例を見直したこと。

- 〇 「養護」は教育及び保育を行う上での基盤となるものであることを踏まえて「指導上参考となる 事項」に記入。
- 〇 「特に配慮すべき事項」には、健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入。
- 満3歳未満の園児に関する記録は「園児の育ちに関する事項」に記入。
- 最終学年の指導上参考となる事項には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用し、 園児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入。



幼保連携型認定こども園園児指導要録

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に 関する基準の運用上の取扱いについて(通知)

> 満3歳に達した園児の 学級に関する考え方について

1 学級編制について

(略)

学級は、第4条第3項の規定のとおり、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とするが、地域の実情等に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編制するなど、弾力的な取扱いをすることができるものとする。なお、学年の途中で満3歳に達した園児については、満3歳に達した段階で、1号認定子ども又は2号認定子どもに該当することとなり、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、例えば、以下のからまでの対応など、弾力的な取扱いをすることができるものとする。

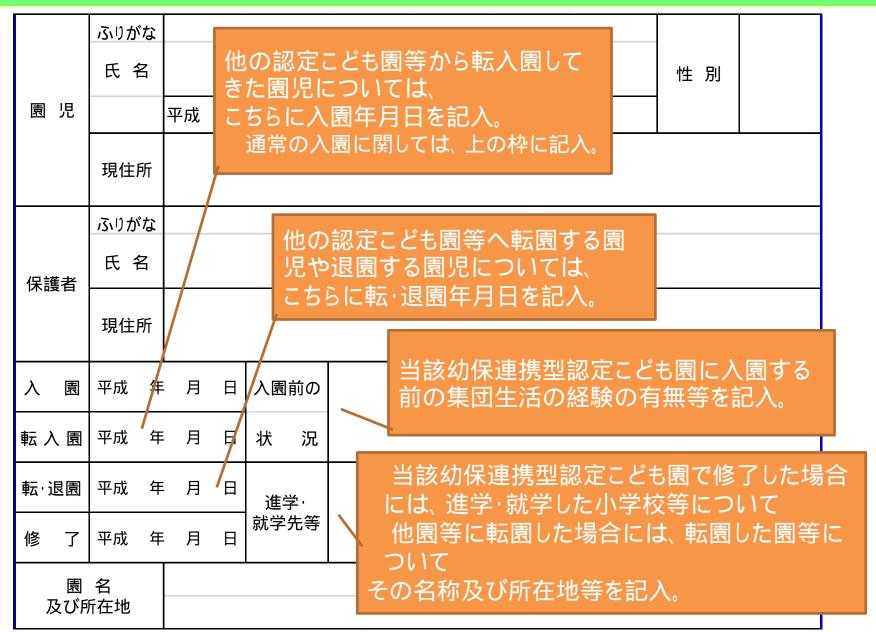
園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る 園児が満3歳に達した後、3歳児学級(年少)へ移る。 園児が満3歳に達した後、3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける 等

学籍等に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること。

前頁の 又は のように学級編制をしている 場合には、この欄に学級名とその下に整理 番号を記入すること。

満3歳以上の園児に関する学級名、 整理番号を記入すること。





各年度始めに、年度や当該園児の年齢、園長の氏名や担当・担任の氏名等を記入し、押印する。年度の途中で園長、担当や担任が代わった場合には、その都度、併記する。

| | 出生後、4月まで行 する園児に関する | | 年度の終了時に なる園児に関す | |
|---|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 年度及び入園(転入園) | 平成 牛皮 | 半成 年度 | 平成 年度 | 平成 年度 |
| ・進級時等の園児の年齢 | 歳か月 | 歳のか月 | 歳 か月 | 歳 か月 |
| 園 長氏名 印担 当 者氏名 印 | 0歳 | <mark>0歳児</mark> | <mark>1歳児</mark> | <mark>2歳児</mark> |
| 年度及び入園(転入園) | 平成 年度 | 平成 年度 | 平成 年度 | 平成 年度 |
| ・進級時等の園児の年齢 | 歳 か月 | 歳 か月 | 歳 か月 | 歳 か月 |
| 園 長 氏名 印 学級担任者 氏名 印 | 満3歳児 | 3歳児 | 4歳児 | <mark>5歳児</mark> |

学級の編制の仕方等に よっては、記入の必要無し 満3歳に達した園児に 関する記載 (の場合) 年度の始めに3歳に達した 学年の園児に関する記載

0歳児から4歳児までの記録

(学年の重点) (学年の重点) (学年の重点) 氏 名 個人の重点) (個人の重点) (個人の重点) 平成 月 日生 ねらい (発達を捉える視点) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう 自分の体を十分に動かし、進んで運動しよう 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を与 付け、見通しをもって行動する 幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、 分の力で行動することの充実感を味わう 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり 協力したロして一緒に活動する楽しさを味わ) 愛情や信頼感をもつ. 社会生活における望ましい習慣や態度を身 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う で様々な事象に興味や関心をもつ。 身近な環境に自分から関わり、発見を導 しんだり、考えたりし、それを生活に取り 入れようとする. 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中 『 物の性質や数量 文字かどに対する感覚 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験し たことや考えたことを話し、伝え合う 喜びをり 日常生活に必要な言葉が分かるよう になると ともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に如 する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心 いろいろなものの美しさなどに対する豊かな 感性をもつ。 感じたことや考えたことを自分なりに表現して 楽しむ。 特に配慮すべき事項) (特に配慮すべき事項) (特に配慮すべき事項) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現 を楽しむ。 教育日数 出席日数 況 【満3歳未満の園児に関する記録】 平成 平成. 年度 平成 年度 平成 年度 るの 項ち

よくある質問

なぜ、3枠あるの? 3·4·5歳児の記録 を書〈の?もう1枚 は何?

よくある質問

教育日数は、1号と 2号の園児で違う?

よくある質問

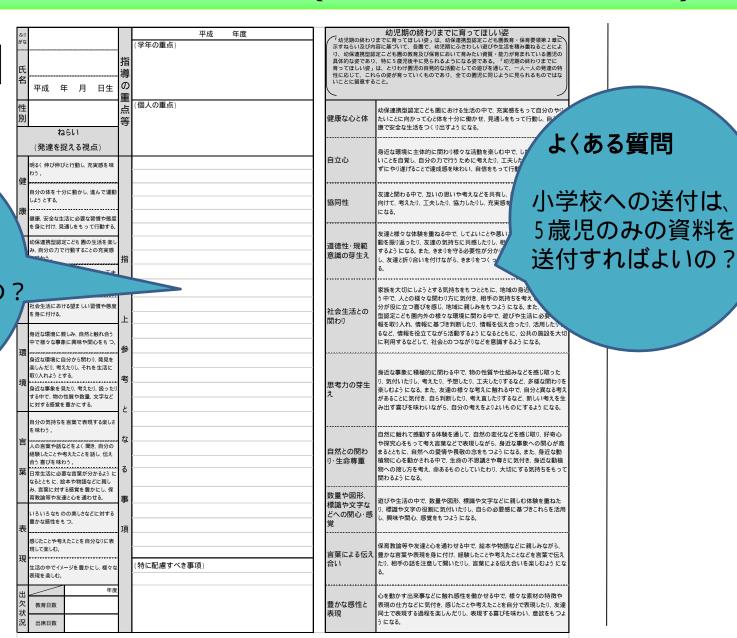
なぜ、4枠あるの?

幼保連携型認定こども園園児指導要録(最終学年の指導に関する記録)

最終学年の記録

よくある質問

5歳児に関して、 もう1枚記載するの?



指導等に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格をもつものとする。

年度当初に、教育課程に基づき 長期の見通しとして設定したもの を記入すること。 1年間を振り返って、当該園児の指導に ついて特に重視してきた点を記入するこ と。

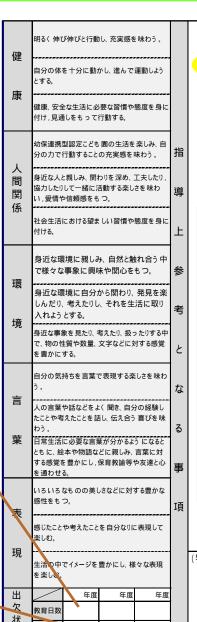


小学校への送付に関して

どの部分を抄本として扱うかという規定はないため、学籍等に関する記録と併せて、 <u>どこを抜粋するかは、各園で考えていただいてよい。</u>

1年間に教育し た総日数を記入 すること。この教 育日数は、原則 として、幼保連 携型認定こども 園教育·保育要 領に基づき編成 した教育課程の 実施日数と同日 数であり、同一 学年の全ての園 児について同日 数であること。 (年度の途中で 入退園した園児 に関しては別)

教育日数のう ち当該園児が 出席した日数



出席日数

満3歳児

学級の編制の 仕方によって 記入の必要無 し。 3歳児

4歳児

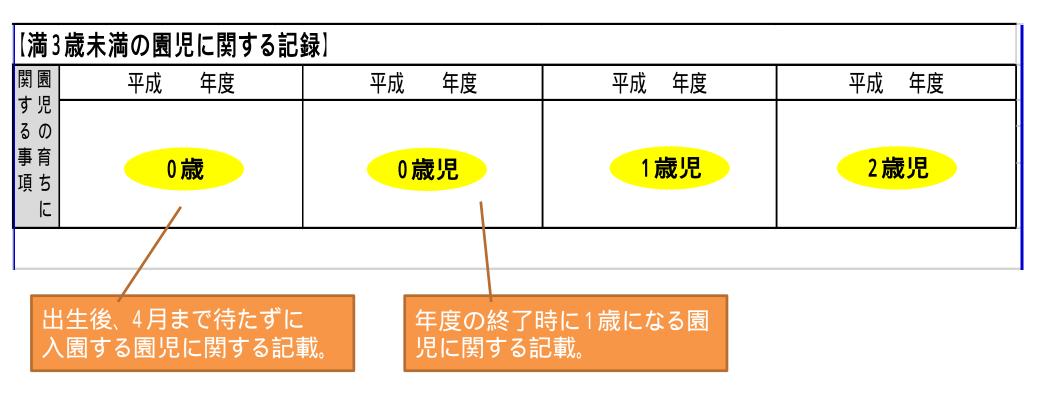
1年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえて記入すること。

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第2章第3の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいとおもわれるもの。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 - ・園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿。 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記 入すること。

(特に配慮すべき事項) (特に配慮すべき事項) (特に配慮すべき事項)

園児の健康の状況等、指導上特記すべき 事項がある場合に記入すること。

満3歳未満の園児の、次の年度の指導に特に必要と考えられる育ちに関する事項、配慮事項、健康の状況等の留意事項等について記入すること。



幼保連携型認定こども園園児指導要録(最終学年の指導に関する記録)

| 健 | 明るく 伸び伸ひ わう。 | ど行動し、充実感を味 | | |
|--------------|---------------------|--|---|---|
| ? | 自分の体を十分 しよう とする。 | うに動かし、進んで運動 | | |
| 康 | | 活に必要な習慣や態度 通しをもって行動する。 | | |
| | | Eこども 園の生活を楽し 行動することの充実感 | 指 | |
| 人間関係 | したり、協力した | み、関わりを深め、工夫 りして一緒に活動する楽 受情や信頼感をもつ。 | 導 | |
| | 社会生活におけ を身に付ける。 | ける望ま しい習慣や態度 | 上 | |
| 環 | | 見しみ、自然と触れ合う とに興味や関心をもつ。 | 参 | |
| 境 | | ヨ分から関わり、発見を たたりし、それを生活に する。 | 考 | |
| የ | | 見たり、考えたり、扱ったり 性質や数量、文字など 豊かにする。 | ٤ | |
| | 自分の気持ちを を味わう。 | 言葉で表現する楽しさ | | |
| 曺 | | よどをよく 聞き、自分の 考えたことを話し、伝え うう。 | な | |
| 葉 | 日常生活に必要なるととも に、絵 | 要な言葉が分かるように 本や物語などに親し る感覚を豊かにし、保 | 3 | |
| | 育教諭等や友達 | をと心を通わせる。 のの美しさなどに対する | 事 | |
| 表 | 豊かな感性をも | つ, | 項 | |
| 現 | 感じたことや考え現して楽しむ。 | たことを自分なりに表 | | _ |
| | 生活の中でイメ 表現を楽しむ。 | ージを豊かにし、様々な | | (|
| 出 | | 年度 | | |
| 欠状 | 教育日数 | | | |
| 況 | 出席日数 | | | |

1年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえて記入すること。

・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第2章第3の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいとおもわれるもの。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

・園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等につい て記入すること。

最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における 児童の指導に生かされるよう、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領第1章総則に示された「幼児期の終わり までに育ってほしい姿」を活用して園児に育まれている 資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分か りやす〈記入するように留意すること。

その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達 すべき目標ではないことに留意し、項目別に園児の育ち つつある姿を記入するのではなく、全体的かつ総合的に 捉えて記入すること。

(特に配慮すべき事項)

園児の健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入すること。

| 健康な心と体 | 幼保連携型認定こども圏における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。 |
|----------------------------------|---|
| 自立心 | 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならな いことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦め ずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。 |
| 協同性 | 友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。 |
| 道徳性・規範意識の芽生え | 友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。 |
| 社会生活との関わり | 家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に関いるやもつようになる。また、幼保連携型認定ことも圏内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報と駆う子判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。 |
| 思考力の芽生え | 身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。 |
| 自然との関わり・生命尊重 | 自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心 や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高 まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動 植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植 物への接し万を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって 関わるようになる。 |
| 数量や図形、 標識や文字な どへの関心・感 覚 | 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたり、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。 |
| 言葉による伝え合い | 保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、 豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝え たり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようにな る。 |
| 豊かな感性と表現 | 心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や 表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達 同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつよ うになる。 |

16

認定こども園こども要録の作成について

幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び <u>認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等</u>について(通知)

通知の「5 **幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における認定こども園こども要録の作成等の留意事項**」において以下の(1)~(7)について記載されている。

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園園児指導要録」 を「認定こども園こども要録」に適宜読み替えて、作成すること。
- (2) 幼稚園型認定こども園においては「幼稚園幼児指導要録」を、保育所型認定こども園においては「保育所児童保育要録」を、それぞれの通知に準じて取り扱うことも可能であること。
- (3) 認定こども園こども要録は、学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成すること。(満3 歳未満に関する記録を残すことを妨げるものではない)
- (4) 子どもの進学·就学に際し、認定こども園こども要録の抄本又は写しを進学·就学先の校長に送付すること。
- (5) 認定こども園こども要録の保存は、子どもが小学校等を卒業するまでの間(学籍等に関する記録については、20年間)保存することが望ましい。
- (6) 実施時期について、また、取扱い上の注意(外部への証明等を作成する場合、特別な事情がある場合の情報の取扱い、情報通信技術の活用)については、認定こども園においても同様の取扱いであること。
- (7) 個人情報の取扱いについては、公立や私立においてそれぞれの条例や法令等を踏まえて取扱うこと。

府子本第373号 27文科初第1136号 雇児発1207第1号 平成27年12月7日

各 都 道 府 県 知 事 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市・中核市教育委員会教育長

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官 武 川 光 夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長 小松親次郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等·児童家庭局長 香 取 照 幸

(印影印刷)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について (通知) このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第19条等に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査(以下「指導監査」という。)について、下記のとおり基本的な考え方を取りまとめました。

各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、 貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するとともに、教育委員会等の関係部局 と連携し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、幼保連携型認定こども園以外の類型の認定こども園については、基本的には幼稚園、保育所の認可等を受けて設置・運営されているものであり、幼稚園、保育所等としての指導監査を基礎として、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を定期的な実地調査等により確認することが考えられるところ、具体的な指導監査の実施方針等については、認定を行う各都道府県の判断に委ねられるべきものと考えているので、念のため、申し添えます。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事又は指定都市・中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)が、幼保連携型認定こども園における「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「認可基準」という。)、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号。以下「要領」という。)等の遵守状況を定期的又は臨時の実地調査等により確認し、その結果に基づき、必要な助言、指導等の措置を講ずることにより、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保しようとするものであること。

2. 指導監査の実施方針

1. の目的に鑑み、幼保連携型認定こども園の認可を行う都道府県知事等は、定期的かつ計画的に実地調査等を行うことにより、施設の適正な運営等を確認すること。

指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、一般監査については、本通知3.「主な指導監査事項」を標準として、定期的かつ計画的に行うものとする。なお、一般監査の頻度については、各都道府県知事等の判断によるものであるが、児童福祉施設については、原則として、1年に一度以上実地調査を行うこととの均衡に留意すること。

また、特別監査については、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行う ものとすること。

- ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足り る理由があるとき
- ② 基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- ③ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき
- ④ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

3. 主な指導監査事項

都道府県知事等が幼保連携型認定こども園に対する指導監査を行うに当たっては、次に掲げる事項を標準として実施すること。

(1) 教育・保育環境の整備に関する事項

認可基準その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を 確認すること。

- ① 学級編成及び職員配置の状況
- ② 認可定員の遵守状況
- ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等
- ④ 教育・保育を行う期間・時間
- ⑤ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組(労働条件の改善、研修の計画的実施等)

(2) 教育・保育内容に関する事項

要領その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認すること。その際、取組の結果のみならず、取組の過程(振り返りや評価等)についても尊重する必要があることに留意すること。

- ① 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- ② 指導計画の作成(園児の多様性及び発達の連続性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等)
- ③ 小学校教育との円滑な接続(指導要録の作成及び進学先への送付、小学校の児童・教師との交流、小学校教育へ円滑な接続に向けた教育・保育内

容の工夫等)

- ④ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携
- (3) 健康・安全・給食に関する事項

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認すること。

- ① 健康の保持増進に関する取組状況(学校保健計画の策定、健康診断の 実施、感染症等の予防、園児の心身の状態等の観察及び不適切な養育の 兆候が見られる場合の対応等)
- ② 事故防止・安全対策に関する取組状況(乳幼児突然死症候群の防止、 学校安全(施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修等) に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓 練の実施並びに地域の関係機関との連携等)
- ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況(給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、3歳未満児に対する献立・調理等についての配慮、食育計画の作成等)

4. 調査結果に基づく措置

- (1)調査を担当した職員は、調査終了後、速やかに、調査対象施設の園長等に対して、調査結果を丁寧に説明の上、文書をもって必要な指導、助言等を行うこと。
- (2) 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を 求め、是正改善の有無を確認すること。
- (3) 指導、助言等を行った事項について、適切な是正改善がなされない場合には、必要に応じて、認定こども園法に基づく改善勧告等の措置を講じること。

5. 留意点

(1) 指導監査に当たっては、幼保連携型認定こども園が、それぞれ創意工夫 のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力を勘案し、形 式的・画一的な対応とならないよう留意すること。

なお、従来より私立幼稚園については、それぞれが建学の精神に基づく 特色ある教育活動を展開しており、幼保連携型認定こども園の指導監督に 当たってもその経緯も踏まえた対応を行うこと。 (2) 指導監査の実施時期・方法等については、個々の施設の事情を踏まえて 柔軟に決定すること。

また、施設関係者の理解と自発的協力をもとに実施するとともに、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

- (3) 指導監査は、法人に対する監査と併せて実施することも検討するとともに、可能な限り、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき市町村が実施する確認に係る指導監査及び業務管理体制に関する確認検査とも連携して対応するなど、実施に係る負担を軽減するとともに、効果的な指導監査となるよう努めること。その際、例えば、指導監査及び確認に係る指導監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図ること等が考えられること。
- (4) 3. (2) の事項に係る調査及び措置に当たっては、必要に応じて指導主事の助言を求めるなど、教育委員会と十分に連携して対応すること。

本件担当:

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付

TEL: 03-5253-2111 (代表) 内線 38445

FAX: 03-3581-0992

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111 (代表) 内線 2714

FAX: 03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 7928

FAX: 03-3595-2674